

箱根山の噴火警戒レベル及び判定基準の改定について

箱根山について、改定された噴火警戒レベルの運用を、3月28日から開始します。併せて、噴火警戒レベルの判定基準を一部見直します。

箱根山（神奈川県）では、火山防災協議会における協議の結果、各噴火警戒レベルの「警戒が必要な範囲」が改定されることになりました（別紙1）。

改定された噴火警戒レベルの運用を、3月28日から開始します。

併せて、噴火警戒レベルの判定基準を一部見直します（別紙2）。

【噴火警戒レベル及び判定基準の公表方法】

気象庁ホームページの以下のページで公表します。

- ・「各火山のリーフレット」のページ

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level/keikailevel.html>

- ・「噴火警戒レベルの判定基準」のページ

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/keikailevelkijunn.html

気象庁 地震火山部 火山監視課 担当 中村、今野
電話 03-6758-3900（内線 5186、5211）